

【令和 9 年分確定申告から適用】

優良な電子帳簿の保存又はデジタルシームレス保存により

75 万円の青色申告特別控除

を適用しましょう！

青色申告特別控除

事業所得や不動産所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記をいいます。）により記帳している方については、一定の要件の下で、事業所得等の金額から青色申告特別控除を受けることができます。

65 万円の控除の要件に加えて、優良な電子帳簿の保存又はデジタルシームレス保存の要件を満たしている方は、最高 75 万円の青色申告特別控除を受けることができます。

※ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、65 万円及び 75 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（10 万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）。

適用要件 控除額	複式簿記 (正規の簿記の原則 で記帳)	貸借対照表と 損益計算書を添付	期限内申告 (注 1)	e-Tax (電子申告)	優良な電子帳簿保存 又は デジタルシームレス 保存
75 万円	○	○	○	○	○
65 万円	○	○	○	○	—
10 万円	(簡易な記帳でも可) (注 2)	— (注 3)	—	—	—

(注 1) 還付申告の場合も確定申告期限までに提出が必要です。
(注 2) 簡易な記帳の方のうち、事業所得又は不動産所得（事業として行われていない場合を除く。）を有し、これらの所得のいずれかに係る前々年分の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、10 万円の青色申告特別控除は適用されません。
(注 3) 損益計算書の提出は必要です。



不動産所得における
事業性の判定について

75 万円の青色申告特別控除を受ける場合に必要な届出書の提出

- **優良な電子帳簿の保存**による場合
「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 75 万円※の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」又は、「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」を、適用を受ける年分の確定申告期限までに所轄の税務署に提出する必要があります。
※ 令和 9 年 3 月頃に届出書の名称を「65 万」から「75 万」に変更する予定です。
※ 既に「優良な電子帳簿の保存」による 65 万円の青色申告特別控除を受けている方は、改めて上記の届出書を提出する必要はありません。
- **デジタルシームレス保存**による場合
「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び 75 万円※の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受ける旨の届出書」を、適用を受ける年分の確定申告期限までに所轄の税務署に提出する必要があります。
※ 令和 8 年 6 月末頃に届出書の名称を「65 万」から「75 万」に変更する予定です。



届出書の様式

75 万円の青色申告特別控除を受けるためには・・・

65 万円の控除の要件に加えて、以下の①又は②を満たす必要があります。

65 万円控除の要件【必須】



正規の簿記の原則により記帳し、スマホやパソコンにより、**e-Tax で確定申告書及び青色申告決算書（貸借対照表を含む。）のデータを、確定申告期限までに送信する必要があります。**

令和 8 年分の確定申告までは、書面申告でも 55 万円の青色申告特別控除が適用可能でしたが、令和 9 年分以降は、書面申告の場合の控除上限額は 10 万円となりますので、この機会にぜひ e-Tax をご利用ください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から確定申告書及び青色申告決算書（貸借対照表を含む）のデータを作成し、e-Tax で送信することができます。



確定申告書等
作成コーナー

① 優良な電子帳簿の保存【選択】



その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、課税期間の最初から**優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに届出書を提出する必要があります。**

- 優良な電子帳簿とは、「システムの説明書やモニター等の備え付け」などの電子帳簿を保存するための要件に加えて、①訂正・削除・追加等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能があることの3つの要件を全て満たした電子帳簿をいいます。
- 請求書や領収書などに相当する電子データをやり取りした場合には、その電子データを一定の要件に従って保存する必要があります。詳しくは、国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご確認ください。



電子帳簿等保存制度
特設サイト

② デジタルシームレス保存【選択】



電子取引データを、**国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、一定の要件を満たして送受信・保存を行い、確認できるよう（税務職員から求められた際に、対象を確認できるようにすること）にしておき、確定申告期限までに届出書を提出する必要があります。**



デジタルシームレス

- 国税庁長官が定める基準に適合するシステムとは、①デジタル庁が管理する仕様に従ったデジタルインボイス、又は②預貯金口座における決済データのいずれかの電子取引データを下記の要件に従って保存できるシステムをいいます。法的要件を満たした会計ソフトをお探しの際は、「JIIIMA 認証情報リスト」をご確認ください。
- 一定の要件とは、①改ざん防止の確保（データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステム又は訂正削除ができないシステムで行うこと）、②記帳の適正性確保（電子取引データの金額の訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）、③電子帳簿との関連性確保（電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと）をいいます。



JIIIMA 認証情報リスト



国税庁
法人番号 7000012050002

令和 8 年 6 月